

設計料について

設計事務所がいただく設計監理報酬額は、国の指導に基づいて決められており、その枠内で報酬額を決めています。
設計監理報酬額の算出方法は、設計の難易度・技術者の経験年数・人工単価によっても異なりますが、過去の実績やマニュアルに基づいてシステム化し、設計管理料率を目安に算出しています。

住宅の場合：設計管理報酬料 = 総工事費 + 設計監理料 + 特別経費（別途消費税）
リノベーションの場合：総工事費 1,000 ～ 2,000 (万円) は店舗の料率に準ずる

総工事費 (万円)	基本設計料率 (%)	※設計管理料 (万円)
～2,000	300 (万円)	～300
2,000～3,000	15.0～14.0	300～420
3,000～4,000	14.0～13.0	420～520
4,000～5,000	13.0～12.0	520～600
5,000～6,000	12.0～11.0	600～660
6,000～7,000	11.0～10.0	660～700
7,000～	10.0	700～

店舗の場合：設計管理報酬料 = 総工事費 + 設計監理料 + 特別経費（別途消費税）

総工事費 (万円)	基本設計料率 (%)	※設計管理料 (万円)
～1,000	200 (万円)	200
1,000～2,000	20.0～15.0	200～300
2,000～3,000	15.0～14.0	300～420
3,000～4,000	14.0～13.0	420～520
4,000～	13.0～10.0	520～

- ※ 設計契約以降の工事費の変動については、工事契約時に確定した工事費を基に設計監理報酬額の見直しを行う場合があります。
- ※ リフォーム工事・改修工事などは、工事内容により異なりますので物件ごと算出しています。
- ※ 基本設計料率は目安であり、種類・規模・構造などにより多少異なります。

支払条件

業務委託契約時 ¥300,000
見積設計図完了時 設計監理報酬額の 50 %
実施設計図完了時 設計監理報酬額の 20 %
監理業務完了時 設計監理報酬額の 30 %

※工事費増額による設計監理報酬額は、竣工時に清算とさせていただきます。

設計監理報酬額に含まれないもの

- ・確認申請料（一律 10 万円）
- ・設計管理委託業務契約に伴う収入印紙代
- ・その他関連法各種申請料（必要な場合のみ）
- ・構造設計費（設計管理報酬額の 20%程度）
- ・地盤調査及び地盤補償費
- ・長期優良住宅、性能保証など各種申請料（必要な場合のみ）
- ・遠方による交通費実費 + 出張費
- ・消費税（法令に準ずる）